# 市有地との境界確認を希望される方へ

申請に当たり、次の事項の確認をお願いします。

※道路、水路および法定外公共物（旧里道、旧水路）との境界は除きます。また、下水道財産、ボートレース企業局財産等、一部企業会計に属する財産については、別の窓口をご案内する場合があります。

## １．申請できる方

申請地は、申請者の所有する土地に限ります。

※申請者が所定の添付図書及び事後処理の土地(区域)境界図の作成を取り扱うことができない場合には、その取り扱いを代行する者（申請代理人）に依頼し実務を取り扱わせてください。

※申請代理人の欄に、会社の代表者名で記入する場合は、担当者名まで記入するか、会社名の記載が確認できる担当者の名刺を添付してください。
会社名の記載がなく、代表者の個人名のみを記入いただいている場合は、社員の方ではお受けできませんのでご注意ください。

※相続が発生している場合には、申請地の相続人全員で申請してください。この場合、相続人であることが確認できる書類も併せてご提出ください。

## ２．申請から確認まで

申請を受け付けてから確認書をお渡しできるまでに２～３か月以上を要しますので、余裕を持って申請してください。

① 申請受付
② 市による事前調査（平均目安：概ね２～３週間。※土地の状況や申請混雑によっては、更に日数がかかる場合もあります。）
③ 図面の調整
④ 現地立会い
⑤ 申請者による土地境界図作成と隣地土地所有者との境界確認書類（写）提出
⑥ 土地境界図の提出
⑦ 市による図面の最終確認
⑧ 確認書に押印、取り交わし（概ね１～２週間）
※境界証明書の発行は、１部２５０円かかります。（府中市役所おもやで納入いただきます。）

申請時に必要な書類

| | | |
|---|---|---|
| ① 境界確認申請及び証明願（第１号様式） | ２部 | 最終的に取り交わす確認書の頭紙になりますので、２部とも原本で提出してください。（認印可）<br>「確認目的」は、分筆登記・売買・財産保全など、具体的に記入してください。<br>※相続が発生している場合、相続人全員で申請してください。委任状がある場合は、委任を受けた代表者が申請することも可能です。 |
| ② 現地案内図 | ２部 | 住宅地図などを利用して、申請地と市有地の場所がわかるように作成してください。申請地は朱線で表示してください。 |
| ③ 地図（公図）写 | ２部 | 法務局（登記所）備付の地図（公図）写を添付してください。確認箇所は、朱線で表示してください。<br>※申請地に接する部分で公図が分かれている場合は、接している公図をすべて添付してください。 |
| ④ 土地所有者一覧 | ２部 | 申請地に接する隣接土地所有者（申請者及び府中市含む）の一覧を、登記記録を調査の上作成してください。 |
| ⑤ 検討図 | １部 | 現地の形状が明確に把握できるよう、土地の地番、方位、境界標識（石標等）、周辺の道路・水路等を表示した実測図を作成してください。（原則一点先まで確認してください）<br>※境界線が道路に接する場合は、接道状況が確認できるもの。<br>なお、道路図の一点先まで確認し、原則㎝単位で一致させてください。（㎝未満は切り捨て）<br>※道路の状況によっては道路課と協議していただく可能性があります。 |
| ⑥ その他関係資料 | １部ずつ | 必要に応じて旧公図・地積測量図・境界確定図等、参考になる資料を添付してください。<br>・申請年の１月１日時点と所有者が変わっている場合や、分合筆等をした場合は「申請者所有地の土地登記事項証明書（写し可）」（証明書類は、発行後概ね３か月以内のもの）<br>・土地登記記録の住所と現住所が異なる場合は、「住所移転の経過が判明できる公的証明書（写し可）」。<br>・相続が発生している場合は「相続関係を示す書類」<br>（例１）法務局で作成した法定相続情報一覧図<br>※　住所まで確認できるもの。<br>（例２）被相続人の出生から死亡までの戸籍全部事項証明（戸籍謄本）と相続関係図、相続人全員の現在の戸籍全部事項証明（相続人のみの戸籍一部事項証明（戸籍抄本）可）、 相続人全員の現在住所がわかる本籍入りの住民票または戸籍の附票<br>※　原本は、写しを持参いただければ確認後に返却いたします。<br>※　被相続人の戸籍と相続人の現在戸籍の氏名がつながらない場合には、追加の証明書の取得を依頼することがあります。 |

## ３．図面の調整について

「申請時に必要な書類」の⑤検討図にあるように図面を作成いただき、提出してください。協議のうえ、図面の調整が完了した後に立会となります。

## ４．境界立会いについて

① 現地の境界標識が移動・毀損している場合や工作物の越境が明らかな場合等、立会時に問題が発生しそうな場合は、立会までに市の担当者と十分な打合せをしてください。

② 立会当日までに、現地に確認する境界点をペンキ等で表示してください。

## ５．土地境界図等書類の提出について

現地立会い後、見本を参考に土地境界図を作成いただき、２部提出してください。
原本提出前に担当者にメールで送信してください。内容を確認いたします。
※縮尺や用紙サイズの指定はありません。
※市の指定の土地境界図の見本を参考に作成してください。
※最終的に「申請時に必要な書類」①～④と土地境界図を製本し、押印のち１部を申請者の方に境界確認書としてお返しします。

加えて、市のほかにも利害関係者がいる場合（対象地に点で接する方を含む）は、関係する隣接土地所有者と申請者間で取り交わした境界確認書（写）も提出してください。

現地立会後６か月を経過しても確認書等の提出がない場合には、協議が成立しなかったものとします。その場合、申請書の返還はいたしませんので、ご了承ください。
また、申請後１年を経過して境界確認書取り交わしまで至らない場合についても、同様とします。

【問合せ】
府中市総務管理部財産活用課
〒183‐8703 東京都府中市宮西町２丁目２４番
☎０４２（３３５）４５４０
E-mail　zaisan04@city.fuchu.tokyo.jp

（第１号様式）

年　　月　　日

府　中　市　長

申請者

土地所有者住所

氏名　　㊞

電話

申請代理人住所

氏名　　㊞

電話

市有地の境界確認申請及び証明願

私有地の土地と、貴市所有の土地との境界（添付地図朱線箇所）を現地で確認願います。

なお、添付図面のとおり相違ないことを証明願います。

１　土地所在　　府中市　　町　　丁目　　番

２　添付書類　　（１）案内図　　（２）公図写し

（３）土地所有者一覧表　　（４）現況実測図

３　申請理由

府総財証第　　号

別添図面のとおり相違ないことを証明します。

ただし、本証明は申請のあった私有地と、府中市有地との境界線のみを証明するものです。

年　　月　　日

府中市長

# 現況実測図（例）

できるかぎり境界標の写真添付もお願いします。

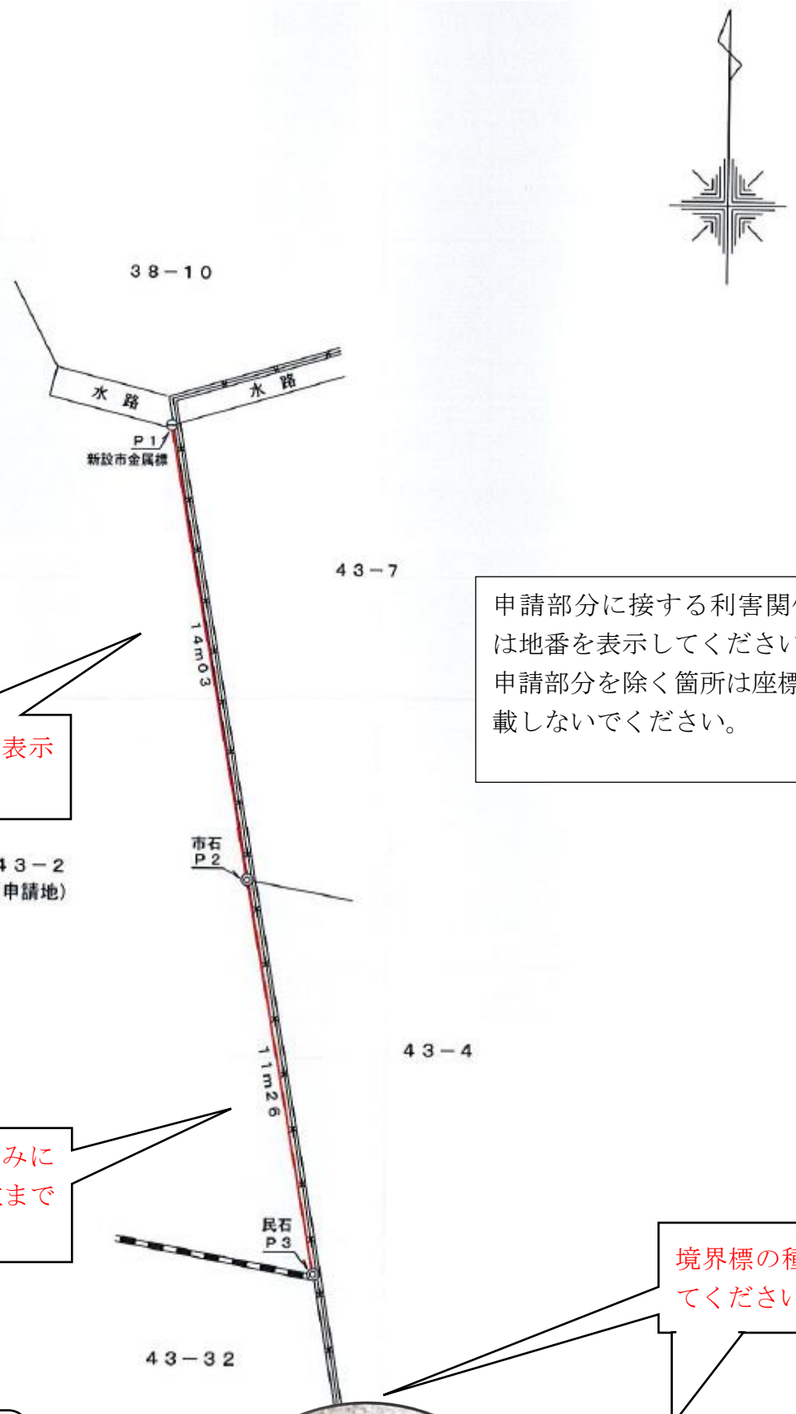


申請部分に接する利害関係者の土地は地番を表示してください。
申請部分を除く箇所は座標、長さは記載しないでください。

申請部分は朱線で表示してください。

数値は朱線部分のみについて、小数第２位まで記載してください。

水路や道路が確定している場合はこのような文言を記載してください。

※境界点Ｐ１は府中市水路境界確定済線上の点です。

境界標の種類を表示してください。

| 境界標の種類 | |
|---|---|
| コンクリート杭 | ◎ |
| 御影石 | ◉ |
| 金属標 | ⊖ |
| 金属鋲 | ⊕ |
| 計算点 | ○ |

座標一覧表

| 測点名 | X 座標 | Y 座標 |
|---|---|---|
| P1 | 483.206 | 519.685 |
| P2 | 469.206 | 522.156 |
| P3 | 458.301 | 524.142 |

座標は朱線部分のみ表示してください。

| 図面の名称 | 現況実測図 | | |
|---|---|---|---|
| 所在地番 | 府中市・・・ | | |
| 作成年月日 | 令和〇年〇月〇日 | 縮尺 | |
| 作成者 | 印 | | |